



平成18年5月22日

各位

会社名 大阪港振興株式会社
代表者名 代表取締役社長 室 力松
(JASDAQ・コード番号 8810)
問合せ先 取締役総務部長 角前 武
TEL (06) 6571-0861

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)平成17年2月1日から施行された電子公告制度を、周知性の向上および経営の合理化を図るため導入するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)

(2)「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款を変更・整備するものであります。その大要は、次のとおりであります。

当社に設置する機関を定める規定を新設するものであります。

(変更案第4条)

株券を発行する旨を定める規定を新設するものであります。

(変更案第8条)

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限する規定を新設するものであります。

(変更案第10条)

株主総会の招集地が自由化されるに伴い、より多くの株主の皆様へ株主総会へご出席いただくため、利便性等を踏まえ、招集地の範囲を定めるものであります。

(変更案第14条)

株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を制限できることとなったことから、株主総会運営の効率化を図るため、所要の変更を行うものであります。(変更案第18条)

招集手続きの省略および取締役会の決議が一定の条件の下で認められたため、経営の機動性を増すために規定を新設するものであります。

(変更案第 25 条第 2 項、第 27 条)

取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任を法令の範囲内で免除できる旨の規定と有用な人材を確保するため社外取締役および社外監査役の責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、これらの規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(変更案第 29 条、第 34 条)

その他、会社法の用語、規定、引用条文にあわせて変更し、条数の整理、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="443 595 651 651">第 1 章 総 則 (新 設)</p> <p data-bbox="347 786 496 813">(公告の方法)</p> <p data-bbox="341 817 754 873">第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u> <u>に掲載して行う。</u></p> <p data-bbox="443 1010 651 1037">第 2 章 株 式</p> <p data-bbox="347 1041 496 1068">(株式の総数)</p> <p data-bbox="341 1072 754 1128">第 5 条 当社の発行する株式の総数 は、640万株とする。</p> <p data-bbox="347 1133 655 1160">(数種の株式の数および内容)</p> <p data-bbox="341 1164 416 1191">第 6 条</p> <p data-bbox="373 1196 754 1733">(1) 当社の発行する株式総数の中 160万株を普通株式とし、480万 株を優先株式とする。 (2) 優先株式は、毎決算期において その株式 1 株につき年 4 円を超 ゆるまで、普通株式に優先して <u>利益配当金</u>を受ける権利を有す る。 (3) 優先株式に前項の配当をなし、 なお残余があるときは、優先株 式および普通株式に均等に配当 するものとする。 (4) 当該決算期における優先株式に 対する配当が、第 2 項の額に達 しないときも、その不足額は次 期以降において填補しないもの とする。</p>	<p data-bbox="874 595 1082 622">第 1 章 総 則</p> <p data-bbox="778 627 890 654">(機 関)</p> <p data-bbox="772 658 1185 714">第 4 条 当社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関をおく。</p> <p data-bbox="820 719 959 745">1 取締役会</p> <p data-bbox="820 750 938 777">2 監査役</p> <p data-bbox="778 781 906 808">(公告方法)</p> <p data-bbox="772 813 1185 1003">第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告</u> <u>とする。ただし、事故その他やむ</u> <u>を得ない事由によって電子公告に</u> <u>よる公告をすることができない場</u> <u>合は、日本経済新聞に掲載して行</u> <u>う。</u></p> <p data-bbox="874 1008 1082 1034">第 2 章 株 式</p> <p data-bbox="778 1039 997 1066">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="772 1070 1169 1126">第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 640万株とする。</p> <p data-bbox="778 1131 1086 1158">(数種の株式の数および内容)</p> <p data-bbox="772 1162 847 1189">第 7 条</p> <p data-bbox="804 1193 1185 1731">(1) 当社の発行可能株式総数のう <u>ち</u>160万株を普通株式とし、480 万株を優先株式とする。 (2) 優先株式は、<u>毎事業年度末日</u>に おいてその株式 1 株につき年 4 円を超えるまで、普通株式に優 先して<u>剰余金の配当</u>を受ける権 利を有する。 (3) (現行どおり) (4) 当該事業年度末日における優先 株式に対する配当が、第 2 項の 額に達しないときも、その不足 額は<u>次の事業年度以降</u>において 填補しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条</p> <p>(1) 当社の 1 単元の株式の数は 100 株とする。</p> <p>(2) 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条</p> <p>(1) 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(2) 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条</p> <p>(1) 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>(2) 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条</p> <p>(1) 当社は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備えおきその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>事務は、<u>すべて名義書換代理人が取扱う。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する取扱ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条</p> <p>(1) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(総会招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3月内に、臨時株主総会は、必要ある毎に招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故のあるときは、専務取締役、常務取締役が</p>	<p>事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある毎に招集する。</p> <p>(総会の招集地)</p> <p>第14条 当社の株主総会は、本店所在地で開催する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(総会の招集権者および議長)</p> <p>第16条</p> <p>(1) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>その順位によりこれにあたる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に当会社に委任状を差出さなければならない。</p> <p>(総会の決議方法)</p> <p>第14条</p> <p>(1) 株式総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会 (取締役および監査役の数)</p> <p>第16条 当会社に取締役10名以内、監査役3名以内をおく。</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第17条</p> <p>(1) 取締役および監査役は、株主総</p>	<p><u>定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(第18条に移設)</p> <p>(総会の決議方法)</p> <p>第17条</p> <p>(1) 株式総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に当会社に委任状を差出さなければならない。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社に取締役10名以内をおく。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条</p> <p>(1) 取締役は、株主総会において選</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>会において選任する。</p> <p>(2) 取締役および監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第18条</p> <p>(1) 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(2) 増員または補欠のため就任した取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p> <p>(3) <u>補欠のため就任した監査役の任期は、退任者の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役、常任取締役等)</p> <p>第19条</p> <p>(1) 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(2) 取締役会は、その決議をもって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役若干名を<u>定め</u>、なお必要あるときは取締役会長1名をおくことができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長これを招集しその議長となる。ただし、取締役会長をおいたときは、取締役会長がこれにあたる。</p>	<p>任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条</p> <p>(1) 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(2) 増員または補欠のため<u>選任された</u>取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条</p> <p>(1) 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>(2) 取締役会は、その決議をもって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役若干名を<u>選定し</u>、なお必要あるときは取締役会長1名および<u>取締役副社長1名</u>をおくことができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条</p> <p>(1) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>取締役会長、取締役社長共に事故のあるときは、専務取締役、常務取締役がその順位により前項の職務を代行する。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 <u>取締役会の招集の通知は、会日より3日前に各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、更にこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第22条 (1) <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u> (2) <u>監査役は、取締役会に出席して意見を述べるができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役および監査役の報酬) 第23条 <u>取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、これを区分して株主総会で定める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(2) <u>取締役会長、取締役社長共に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 (1) <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、更にこの期間を短縮することができる。</u> (2) <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (1) <u>当社は、会社法第426条第1項</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監 査 役</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p>
(新 設)	<p><u>第30条 当社に監査役3名以内をおく。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第31条</u></p>
	<p><u>(1) 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第32条</u></p>
	<p><u>(1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>(2) 補欠のため選任された監査役の任期は、退任者の残任期間とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第34条</u></p>
	<p><u>(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったこと</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第24条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益金の処分)</p> <p>第25条 当会社の毎営業年度の利益金 <u>は、これを利益準備金、利益配当金、役員賞与金、後期繰越利益、大阪市寄附金その他に処分することができる。</u></p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第26条 利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第27条 利益配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、<u>その支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>による監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当の支払)</p> <p>第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>